

## 審議会等を傍聴される皆様へ

公開とされた審議会等の会議は、原則としてどなたでも傍聴することができます。

- 1 傍聴には、次の手続が必要です。
  - (1) 傍聴は、当日、先着順で受付を行います。
  - (2) 会議開始時間の5分前までに直接会場にお越しいただき、受付簿に住所及び氏名を御記入の上、御入場ください。なお、座席に限りがあるため傍聴できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
  - (3) 受付終了後の入場はできません。
  
- 2 会場への入場ができない（傍聴できない）方は、次のとおりです。
  - (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している人
  - (2) 酒気を帯びている人
  - (3) その他秩序を乱すおそれがあると認められる人
  
- 3 会議を傍聴する際は、次のことを遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退席していただくことがあります。
  - (1) 審議会等の長及び事務局職員の指示に従い、静かに傍聴すること。
  - (2) 指定した場所以外には、立ち入らないこと。
  - (3) 他の傍聴者の迷惑になるような行動はしないこと。
  - (4) 録音、録画又は撮影はしないこと。（ただし、審議会等の長が認めた場合は除く。）
  - (5) その他、会議の進行を妨げるような行動は謹むこと。